

勅令第 號

農商省官制

第一條 農商大臣ハ農林畜水産物、飲食料品、纖維工業品、主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品及此等ノ生産ニ必要ナル専用物品ノ生産、配給及消費、物價一般、農山漁家、商一般並ニ度量衡及計量ニ

關スル事務ヲ管理ス

第二條

大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條

農商省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局

農政局

山林局

水産局

纖維局

生活物資局

物價局

第四條

總務局ニ於テハ物資ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整、農林畜水産

業ノ經營ニ必要ナル物資(肥料、飼料及纖維工業品ヲ除ク)ノ配給及消費竝ニ油脂ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 農政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物、耕地、農業保險及家畜保險、肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)竝ニ飼料ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 山林局ニ於テハ林産及林産物、森林原野、森林保險竝ニ狩獵ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 水産局ニ於テハ水産及水産物竝ニ漁船保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 纖維局ニ於テハ蠶絲、麻及纖維工業品ニ關スル事務其ノ他纖維ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 生活物資局ニ於テハ飲食料品、度量衡及計量竝ニ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外商工業及工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 物價局ニ於テハ物價竝ニ日用品(衣料品及農林畜水産物ヲ除ク)ノ生産、配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ薪炭需給調節ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭事務所長ハ農商事務官、農商理事官、農商技師、農商屬又ハ農商技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農商屬又ハ農商技手ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 農商省ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、比較檢査及試験ニ關スル事務ヲ掌ラ

シム

農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡檢定所長ハ農商技師ヲ以テ、支所長ハ農商技師又ハ農商技手ヲ以テ之ニ充ツ

農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第十三條 農商書記官ハ專任二十人ヲ以テ定員トス

第十四條 農商省ニ農商事務官專任十三人及農商理事官專任十二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ農商省ノ事務ヲ掌ル

第十五條 農商省ニ統計官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十六條 農商省ニ小作官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 農商省ニ農商技師專任五十五人ヲ置ク奏任トス但シ内四人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十八條 農商屬ハ專任百六十七人ヲ以テ定員トス

第十九條 農商省ニ統計官補專任二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス
 第二十條 農商省ニ小作官補專任四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ニ從事ス

第二十一條 農商省ニ農商技手專任二百十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農林省官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ農林省ノ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ農林書記官ハ農商書記官ニ、農林事務官ハ農商事務官ニ、農林理事官ハ農商理事官ニ、農林省統計官ハ農商省統計官ニ、農林省小作官ハ農商省小作官ニ、農林技師ハ農商技師ニ、農林屬ハ農商屬ニ、農林省統計官補ハ農商省統計官補ニ、農林省小作官補ハ農商省小作官補ニ、農林技手ハ農商技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
 本令施行ノ際現ニ農林省ノ職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ農商省ノ職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

參照

農商省官制(案)

第一條 農商大臣ハ農林畜水産物、飲食料品、纖維工業品、主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品及此等ノ生産ニ必要ナル専用物品ノ生産、配給及消費、物價一般、農山漁家、商一般並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 農商省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局
農政局

農林省官制(昭和十六年勅令第六十二號)

第一條 農林大臣ハ農林畜水産物及飲食料品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、農林畜水産業専用物品ノ配給及消費(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)ニ關スル事務並ニ農山漁家ニ關スル事務ヲ管理ス

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 農林省ニ左ノ六局ノ置ク

總務局
農政局

商工省官制關係條項

第一條 商工大臣ハ鐵産物及工業品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、交易ニ關スル事務、交易ニ伴フ外國爲替ノ管理ニ關スル事務、商一般ニ關スル事務並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 商工省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局
企業局

山林局
水産局
繊維局
生活物資局
物價局

第四條 總務局ニ於テハ物資ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整、農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資(肥料、飼料及纖維工業品ヲ除ク)ノ配給及消費並ニ油脂ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 農政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物、耕地、農業保險及家畜保險、肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生

山林局
水産局
蠶絲局
食品局

第三條 總務局ニ於テハ農林畜水産物ノ生産、配給及消費ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整、農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ニ關スル物價統制、農林畜水産業ノ經營ニ必要ナル物資(肥料及飼料ヲ除ク)ノ配給及消費並ニ油脂ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 農政局ニ於テハ農事及農産物、畜産及畜産物、耕地、農業保險及家畜保險、肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生

金屬局
化學局
機械局
繊維局
交易局

第三條 總務局ニ於テハ物資ノ生産及配給ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要商工政策ノ綜合調整ニ關スル事務並ニ商工會議所及統計ニ關スル事務ヲ掌ル

産數量、配給及消費)並ニ飼料ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 山林局ニ於テハ林産及林産物、森林原野、森林保險並ニ狩獵ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 水産局ニ於テハ水産及水産物並ニ漁船保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 繊維局ニ於テハ蠶絲、麻及纖維工業品ニ關スル事務其ノ他纖維ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 生活物資局ニ於テハ飲食料品、度量衡及計量並ニ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外商工業及工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

産數量、配給及消費)並ニ飼料ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 山林局ニ於テハ林産及林産物、森林原野、森林保險並ニ狩獵ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 水産局ニ於テハ水産及水産物並ニ漁船保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 蠶絲局ニ於テハ蠶絲ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 食品局ニ於テハ飲食料品ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 繊維局ニ於テハ纖維工業品ニ關スル事務(農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル

第三條 企業局ニ於テハ商工鑛業ノ組織ニ關スル綜合事務、資金調整及會社經理統制ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外商工業ニ關スル事務ヲ掌ル

ル事務(農林畜水産物及飲食料品ノ商工業、農林畜水産業専用物品ノ商業並ニ保險、取引所、有價證券業、計理士及商品券ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル

第四條 金屬局ニ於テハ鑛物及金屬ニ關スル事務(農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル

第五條 化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外化學工業品ニ關スル事務(工業鹽及粗製樟腦ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ含ミ飲食料品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、化學肥料ノ生産數量、配給及消費ニ關スル事務並ニ化學肥料以外ノ農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル

第六條 機械局ニ於テハ機械ニ關スル事務(農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク)並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

物價局官制
第一條 物價局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ

物價統制ニ關スル事務(農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル
物價局ハ前項ノ外日用品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務(衣料品、農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル

第十條 物價局ニ於テハ物價並ニ日用品(衣料品及農林畜水産物ヲ除ク)ノ生産、配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ薪炭需給調節ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第九條 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ木炭事務所及其ノ出張所ヲ設ケ薪炭需給調節ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

木炭事務所長ハ農商事務官、農商理事官、農商技師、農商屬又ハ農商技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農商屬又ハ農商技手ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 農商省ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、比較檢査及試験ニ關スル事務ヲ掌ラシム
農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
中央度量衡檢定所長ハ農商技師ヲ以テ、支所長ハ農商技師又ハ農商技手ヲ以テ之ニ充ツ
農商大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

木炭事務所長ハ農林事務官、農林理事官、農林技師、農林屬又ハ農林技手ヲ以テ、木炭事務所出張所長ハ農林屬又ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 農林省ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、比較檢査及試験ニ關スル事務ヲ掌ラシム
農工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
中央度量衡檢定所長ハ商工技師、支所長ハ商工技師又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ
商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第十三條 農商書記官ハ專任二十人ヲ以テ定員トス

第十條 農林書記官ハ專任十八人ヲ以テ定員トス

第十四條 農商省ニ農商事務官專任十三人及農商理事官專任十二人ヲ置ク奏任トス
トス上上官ノ命ヲ承ケ農商省ノ事務ヲ掌ル

第十一條 農林省ニ農林事務官專任十人及農林理事官專任十人ヲ置ク
農林事務官及農林理事官ハ奏任トス上上官ノ命ヲ承ケ農林省ノ事務ヲ掌ル

第十五條 農商省ニ統計官專任二人ヲ置ク奏任トス
トス上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十二條 農林省ニ統計官專任二人ヲ置ク
統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十六條 農商省ニ小作官專任二人ヲ置

第十三條 農林省ニ小作官專任二人ヲ置

ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 農商省ニ農商技師專任五十五人ヲ置ク奏任トス但シ内四人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十八條 農商屬ハ專任百六十七人ヲ以テ定員トス

第十九條 農商省ニ統計官補專任二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ従事ス

小作官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 農林省ニ農林技師專任四十四人ヲ置ク
農林技師ハ奏任トス但シ内二人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得
農林技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 農林屬ハ專任百五十一人ヲ以テ定員トス

第十六條 農林省ニ統計官補專任二人ヲ置ク
統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ従事ス

第二十條 農商省ニ小作官補專任四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ニ従事ス

第二十一條 農商省ニ農商技師專任二百十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
農林省官制ハ之ヲ廢止ス
本令施行ノ際現ニ農林省ノ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ農林書記官ハ農商書記官ニ、農林事務官ハ農

第十七條 農林省ニ小作官補專任四人ヲ置ク
小作官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事務ニ従事ス

第十八條 農林省ニ農林技師專任百二十三人ヲ置ク
農林技師ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ農林技師又ハ農林技師ノ職ニ在リテ米穀局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ農林技師ハ食糧管理局技師ニ、農林技師ハ食糧管理局技師

商事務官ニ、農林理事官ハ農商理事官
ニ、農林省統計官ハ農商省統計官ニ、農
林省小作官ハ農商省小作官ニ、農林技師
ハ農商技師ニ、農林屬ハ農商屬ニ、農林
省統計官補ハ農商省統計官補ニ、農林省
小作官補ハ農商省小作官補ニ、農林技手
ハ農商技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレ
タルモノトス

本令施行ノ際現ニ農林省ノ職員ニシテ休
職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラザルトキ
ハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ農商省ノ職員
ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノト
ス

運輸通信省官制

(参照添附)

昭和十八年十一月十一日 法
昭和十八年十一月一日 公
勅令第八百二十九號